

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和8管理年度の同項に掲げる数量を、するめいかについては令和8年3月24日付け、くろまぐろについては令和8年3月24日付けで以下のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月31日

富山県知事 新田 八朗

するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 するめいか

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
3,800トン
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県するめいか漁業	3,800トン

第2 くろまぐろ（小型魚）

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
110.8トン
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	67.90トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	29.31トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	4.42トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.05トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.32トン
富山県その他漁業	3.80トン

第3 くろまぐろ（大型魚）

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

30.5トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	16.94トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	3.89トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	4.67トン
富山県その他漁業	5.00トン

富山県告示第181号

知事管理漁獲可能量の設定について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第1項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和8管理年度の同項に掲げる数量を令和8年3月24日付けで以下のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

ぶりに関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 ぶり

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

試行水準

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県ぶり漁業	試行水準

